

手続きチェックシート

④離婚されるとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
<input type="checkbox"/>	離婚届 届出の日から効力が生じます。 ■夫か妻の本籍地、住所地又は所在地の市区町村に届けてください。	夫と妻	<input type="checkbox"/> 届書（協議離婚の場合、18歳以上の証人2名の署名が必要） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証・パスポート等）	①	市民窓口担当
<input type="checkbox"/>	マイナンバー （変更事項の記載）	氏が変わる方 代理人	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード ※住所地の市区町村役場で手続きしてください。 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証・パスポート等） <input type="checkbox"/> （代理人の場合は）委任状		
<input type="checkbox"/>	国民年金 ■厚生年金や共済組合に加入される場合は、事業所へ届けてください。	厚生年金や共済組合に加入の配偶者に扶養されなくなった方	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 離婚受理証明書等		
<input type="checkbox"/>	児童手当 （受給者が変わるとき） ■引き続き受給するためには、旧受給者の消滅手続きと新受給者の申請が必要です。	新受給者	<input type="checkbox"/> 新受給者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新受給者の健康保険被保険者証等 <input type="checkbox"/> 金融機関口座番号（普通預金）の確認できるもの （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）	②	保健福祉第一担当
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療 ■資格、所得制限等の一定の要件があります。	ひとり親家庭等の父又は母	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。		
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当 ■申請される場合は事前に相談してください。資格、所得制限等の一定の要件があります。	ひとり親家庭等の父又は母	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類（請求者分） <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。		
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾患医療費助成	保護者	右記までお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	自立支援医療（育成医療）	保護者	右記までお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	精神保健福祉手帳 （姓・住所・加入健康保険が変わるとき）	受給者	右記までお問い合わせください。	③	保健福祉第二担当
<input type="checkbox"/>	自立支援医療（精神通院） （姓・住所・加入健康保険が変わるとき）	受給者	右記までお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	特定医療費（指定難病）受給者証 （姓・住所・加入健康保険が変わるとき）	受給者	右記までお問い合わせください。		

* 京都市子ども家庭支援課分室 TEL251-1123（市役所のみ郵送可）
〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。